

令和8年度県民グループ企画支援事業実施要領

1 趣旨

男女共同参画社会づくりを考えるセミナー等の企画・実施に取り組む県民グループ（以下「グループ」という。）を支援することにより、当該グループのエンパワーメントを図るとともに、地域における県民レベルでの男女共同参画社会づくりの取組を一層推進する。

2 対象事業

支援の対象となる事業は、佐賀県男女共同参画推進条例第3条に定める基本理念に沿うもので、広く県民に参加を呼び掛けられる講座、講演会等や冊子等の制作物の作成、国内の研修等への参加及び地域への還元等がなされるものとする。ただし、特定の政治や宗教、営利活動に関するものは不可とする。

3 応募資格

- (1) 佐賀県内を中心に活動する県民グループであること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に関心を持っていること。
- (3) 事業の企画から実施、報告書の作成までを主体的に行う能力を有していること。
- (4) 代表者（法人の場合は役員全員）が暴力団員ではないこと、及び暴力団、暴力団員が役員となっている団体等、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等ではないこと。
- (5) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体ではないこと。

5 交付の対象事業区分、対象経費及び助成率（助成額）

対象経費は、以下の通りとする。

助成の対象となる経費		備 考	助成率
費目	内容		
報償費	講師謝金	・講師謝金については、これまでの講師の講演実績等を勘案し調整するものとする。 ・講師が助成対象者の構成員である場合は、2時間につき1万円以内とする。	10/10 以内
旅費	講師の交通費・宿泊費	・交通費は実費相当額とし、航空機、JRの特別料金を除く。また、航空運賃はエコノミークラスの運賃とする。 ・宿泊費は、佐賀県職員等の旅費に関する諸規程において定める額を算定基礎とする。	

	国内研修参加のための 交通費・宿泊費	・交通費は実費相当額とし、航空機、JRの特別料金を除く。また、航空運賃はエコノミークラスの運賃とする。	1/2 以内 (学生の場合は 10/10 以内)
需用費	(1) 講師の当日の食糧費 (2) チラシ、資料等印刷費 (3) 消耗品費 (4) 材料費	・事業終了後、グループまたは個人の所有になるものは対象としない。ただし、事業実施に必要と認められるものについては、この限りでない。	10/10 以内
役務費	(1) 郵便料、運搬費 (2) 広告料 (3) 損害保険料 (4) 通訳料、翻訳料、筆耕料 (5) 振込手数料 (6) クリーニング代	・電話料金、ファクシミリ料金及びインターネット通信料は除く。 ・郵便料、運搬費はチラシ等の発送や講師とのやりとりを目的とするものに限る。 ・損害保険料は、イベント等の主催者を保険契約者とするレクリエーション保険に限る。	
使用料	(1) 実施のための会場等使用料 (2) 機材レンタル、リース料	・事業の打ち合わせやリハーサルでの会場使用料等含む。	
その他	必要と認められる経費	・備品購入費は除く。	

注) 1 交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの、助成対象経費として明確に区分できない経費は対象外とする。

2 令和9年1月12日(火)(又は事業完了日のいずれか早い日)までに支払われた経費が対象となる。

3 国内研修参加のための交通費・宿泊費は航空運賃、鉄道運賃等の交通費及び宿泊費の実費とするが、航空運賃はエコノミークラスの運賃、宿泊費は佐賀県職員等の旅費に関する諸規程において定める額を算定基礎とする。

4 学生とは、短大生・大学生・大学院生とする。

3 助成対象者の構成員が講師を務める場合に要する費用は、原則、対象外経費となる

が、報償費については、この限りではない。

6 受付期間

令和8年4月1日（水）～（予算達成し次第、終了とします）

※受付時間 8：30～17：15（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※郵送、電子メール又は持参により受け付ける。

7 提出先及び問い合わせ先

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課

Tel 0952-25-7062（直通）FAX 0952-25-7338

E-Mail danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp

8 提出書類

- ・事業計画書（別紙1）
- ・収支予算書（別紙2）
- ・所要見込額調書（別紙3）
- ・誓約書（別紙4）
- ・その他必要な書類
- ・事業者の事業概要がわかる資料（会社概要やパンフレット等）

※様式第1号、別紙1及び別紙2は、電子メールにより電子データも併せて提出すること。

9 実施方法

(1) 応募しようとするグループは、「令和8年度県民グループ企画支援事業助成金交付要綱」（以下「助成金交付要綱」という。）に定める「令和8年度県民グループ企画支援事業助成金交付申請書」を佐賀県男女参画・女性の活躍推進課（以下「県」という。）に提出すること。

(2) 県は、前号の規定による申請書の提出があったときは、随時審査（予備審査含む）での書類審査により採択者を選定する。事業の内容について、3つの評価項目（①事業内容、②業務遂行体制、③事業の継続性）により総合的に審査を行う。なお、審査の内容及び経過等については公表しない。

また、応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

採択の場合は、助成金の交付に関して、あわせて通知する。（助成金額は、必要と認められる経費の全部または一部とし、5万円以上20万円以下で、かつ事業申込書に記

載された額を原則上限とする。ただし、助成対象とする経費は交付決定日以降に支出されたものに限る)。

- (3) 採択の通知を受けたグループ(以下「支援グループ」という。)は、事業の内容等に変更が生じた場合、助成金交付要綱に基づき、知事に対し助成金変更承認申請を行うこと。

知事は、支援グループからの変更承認申請に基づき、事業の変更の承認又は助成金の交付決定の変更若しくは追加交付の決定を行う。

- (4) 支援グループは、企画実施の際にアンケート調査等を行い、その調査結果について実績報告書とともに提出し、その結果をふまえ、事業実績書の「企画の成果等」を記載すること。

- (5) 支援グループは、助成金交付要綱に基づき、助成事業完了後30日以内または、助成金の交付の決定に係る年度の2月10日のいずれか早い日に、知事に対し実績報告を行うこと。知事は、支援グループからの実績報告に基づき助成金の額の確定を行う。